

公有財産一時貸付契約書

貸付人 北名古屋市（以下「甲」という。）と借受人（以下「乙」という。）
とは、次の条項により公有財産の一時貸付契約を締結する。なお、本契約は、借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）の適用はないものとする。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。
2 乙は、貸付物件が公有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

（貸付物件）

第2条 貸付物件は、次のとおりとする。

貸付物件名	設置場所	設置台数	貸付面積

（用途の指定）

第3条 乙は、貸付物件を、「自動販売機の設置場所」の用途（以下「指定用途」という。）に自ら使用しなければならない。
2 乙は、貸付物件を指定用途に供するに当たっては、別紙「仕様書」の内容を遵守しなければならない。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、令和7年10月1日から令和12年9月30日までとする。

（貸付期間の更新）

第5条 貸付契約の更新は行わないものとする。

（指定期日）

第6条 乙は、貸付物件を、令和7年10月1日までに第3条第1項に定める指定用途に供さなければならない。

（貸付料）

第7条 貸付料は、次のとおりとする。

契約金額 総額 金 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円）
月額 金 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円）

2 この契約締結後、契約期間の中途において、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正により、消費税率等が改正された場合、本契約を何ら変更することなく、消費税等については、改正後の消費税率等で計算した額とし、契約金額についても同様とする。

(貸付料の支払)

第8条 乙は前条に定める貸付料を、次に掲げるとおり、甲の発行する納入通知書により納入しなければならない。

年 度	支 払 額	支 払 期 日
令和7年度	金 円	令和7年10月31日
令和8年度	金 円	令和8年4月30日
令和9年度	金 円	令和9年4月30日
令和10年度	金 円	令和10年4月30日
令和11年度	金 円	令和11年5月1日
令和12年度	金 円	令和12年4月30日

(電気料の支払)

第9条 乙は、本契約に基づき設置した自動販売機の電気料を、前条に定める貸付料とは別に甲に支払わなければならない。

2 前項に定める電気料は電気代単価29円／kwhに年間消費電力量を掛けた額を12箇月で割ることで算出した額に消費税及び地方消費税額を掛けた額（端数切捨て）を月額とし、年度ごとに一括で支払うものとする。なお、年間消費電力量の記載のないものについては、3,000円に消費税及び地方消費税額を掛けた額（端数切捨て）を月額とし、年度ごとに一括で支払うものとする。

3 乙は、前2項に定める電気料を、甲の発行する納入通知書により、前条に定める支払期日までに支払うものとする。

(延滞金)

第10条 乙は、前2条に基づき、甲が定める納入期限までに貸付料及び電気料（以下「貸付料等」という。）を納入しなかったときは、納入期限の翌日から納入した日までの期間に応じ当該未納全額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて算出した額の延滞金を甲に支払わなければならない。

(充当の順序)

第11条 乙が貸付料等及び延滞金を納入すべき場合において、乙が納入した金額が貸付料等及び延滞金の合計に満たないときは、延滞金から充当する。

(契約保証金)

第12条 契約保証金は、免除する。

(契約不適合責任)

第13条 乙は、この契約締結後、貸付物件について数量の不足その他の隠れた瑕疵を発見しても、貸付料の減免及び損害賠償の請求をすることができない。

(維持保全義務)

第14条 乙は、貸付物件を善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければならない。

2 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を報告し

なければならない。

(維持補修)

第15条 甲は、貸付物件の維持補修の責を負わない。

2 貸付物件の維持補修その他の行為をするために支出する経費は、すべて乙の負担とする。

(権利譲渡の禁止)

第16条 乙は、貸付物件を第三者に転貸し、又はこの契約によって生じる権利等を譲渡し、若しくはその権利を担保等に供することができない。

(実地調査等)

第17条 甲は、貸付物件について随時使用状況及び販売状況を実地に調査し、乙に対し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 甲は、乙が提出した報告に疑義があるときは、自ら調査し、乙に対して詳細な報告を求め又は是正のために必要な措置を講ずることができるものとする。

3 乙は、正当な理由がなく報告の提出を怠たり、実地調査を拒み、妨げてはならない。

(違約金)

第18条 乙は、第4条に定める貸付期間中に、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わなければならない。

(1) 第3条及び第16条に定める義務に違反した場合は、貸付料の12箇月分(以下「貸付料年額」という。)に相当する額の3倍の額

(2) 第17条に定める義務に違反した場合は貸付料年額に相当する額

2 前項に定める違約金は、第23条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(契約の解除)

第19条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 国、地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするとき。

(2) 乙が、第7条に定める貸付料の支払いを3箇月以上怠ったとき。

(3) 乙が、第6条に定める指定期日までに第3条第1項に定める指定用途に供さないととき。

(4) 乙が、第16条の定め違反して、第三者に転貸し、この契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡し、又はその権利を担保等に供したとき。

(5) 乙が、第14条第1項に定める物件保全義務を怠ったために、貸付物件を荒廃に至らしめたとき。

(6) その他乙がこの契約を継続しがたい重大な過失又は背信行為があったとき。

(暴力団排除に係る解除)

第19条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じて、甲はその責を負わないものとする。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
 - (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
 - (4) 法人等の役員等又は使用人が暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

（契約の失効）

第20条 天災地変により、貸付物件が使用できなくなり、又はこの契約を継続することができない事態になったときは、この契約はただちに失効する。

- 2 前項によりこの契約が失効した場合には、甲乙相互に損害賠償の請求はしない。

（原状回復義務）

第21条 貸付期間が満了し、又はその他の理由によりこの契約が終了する場合には、乙は自己の費用をもって貸付物件の上に存する工作物その他乙が貸付物件に付属させたものを撤去し、貸付物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が特に必要がないと認めるときはこの限りではない。

- 2 乙は、前項の定めにより貸付物件を甲に返還するときは、原状に回復した後、直ちに甲の検査を受け、甲の承認を受けなければならない。

- 3 この契約が終了したにもかかわらず、乙が貸付物件を返還しない場合は、この契約終了日の翌日から貸付物件の明渡し完了までの間、乙は甲に対して貸付料相当額の使用損害金を支払うほか、甲に損害ある場合は、使用損害金とは別にその損害の金額を賠償しなければならない。

（貸付料の清算）

第22条 この契約が貸付期間の途中で解約された場合において、その原因が第19条第1号によるときその他乙の責めに帰することができない事由によるものであると甲が認めた場合のほかは、既納の貸付料のうち未経過期間に係る部分について、甲は、これを乙に対して返還しない。

(損害賠償)

第23条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(有益費等の放棄)

第24条 乙は、貸付期間が満了し、又はその他の理由によりこの契約が終了した場合において、貸付物件に投じた有益費、必要費及びその他の費用があってもこれを甲に請求することができない。

(契約費用)

第25条 この契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の決定)

第26条 この契約に関して疑義があるときは、甲乙協議の上、これを決定する。

(裁判管轄)

第27条 この契約に関する訴の管轄は、北名古屋市所在地を管轄区域とする名古屋地方裁判所とする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和7年 月 日

貸付人 (甲) 愛知県北名古屋市西之保清水田15番地
北名古屋市
代表者 北名古屋市長 太田 考 則

借受人 (乙)